

第六章 学 務

一 学 位

一 学 位 令

一八九八(明治三二)年二月九日(官報一二月一〇日) 勅令第三四四号

朕学位令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治三十一年十二月九日

文部大臣 伯爵 樺山資紀

勅令第三百四十四号

学位令

第一条 学位ハ法学博士、医学博士、薬学博士、工学博士、文学博士、理学博士、農学博士、林学博士及獣医学博士ノ九種トス

第二条 学位ハ文部大臣ニ於テ左ニ掲クル者ニ之ヲ授ク

一 帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者又ハ論

文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ帝国大学分科大学教授会

ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者

二 博士会ニ於テ学位ヲ授クヘキ学力アリト認メタル者

帝国大学分科大学教授ニハ当該帝国大学総長ノ推薦ニ依

リ文部大臣ニ於テ学位ヲ授クルコトヲ得

第三条 学位ヲ有スル者其ノ荣誉ヲ汚辱スルノ行為アルト

キハ博士会ノ議ヲ経テ文部大臣其ノ学位ヲ褫奪ス

第四条 明治二十年勅令第十三号学位令ニ依リ授与シタル

学位ハ本令ノ学位ト同一ノモノトス

第五条 本令ニ関スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

(注) 一八八七・五・二一勅令第一二三号で公布。

一九二〇・七・六勅令第二〇〇号で廃止。

二 博士会規則

一八九八(明治三二)年二月九日(官報一二月一〇日) 勅令第三四五号

朕博士会規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治三十一年十二月九日

文部大臣 伯爵 樺山資紀

勅令第三百四十五号

博士会規則

第一条 博士会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ明治三十一年勅令

第三百四十四号学位令第二案第一項第二号及第三案二規定セル学位ノ授与褫奪ニ関スル事項ヲ審査ス

第二条 博士会ハ法学博士会医学博士会薬学博士会工学博士会文学博士会理学博士会農学博士会林学博士会及獣医学博士会ノ九種トシ当該博士ヲ以テ組織ス

第三条 博士会ハ文部大臣ニ於テ必要アリト認メタルトキ

又ハ会長ヨリ具申アリタルトキ文部大臣之ヲ召集ス

博士会ハ会員ノ過半数出席スルニアラサレハ議決スルコ

トヲ得ス

第四条 学位授与ノ議事ハ出席会員三分ノ二以上学位褫奪

ノ議事ハ出席会員四分ノ三以上ノ多数ニ依リ之ヲ決ス

前項ノ議決ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

第五条 博士会会長ハ会員中ヨリ之ヲ互選シ文部大臣ノ認

可ヲ受クヘシ

会長ハ会務ヲ総管シ議事ヲ整理シ其ノ議決ヲ文部大臣ニ

具申ス

第六条 各博士会ヲ通シテ幹事一人ヲ置キ文部省高等官中

ニ就キ文部大臣之ヲ命ス

幹事ハ各会長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第七条 各博士会ヲ通シテ書記二人ヲ置キ文部属ヲ以テ之

ニ充ツ

書記ハ各会長及幹事ノ命ヲ受ケ議事ノ筆記及庶務ニ従事ス

第八条 博士会会員ニハ旅費日当等ヲ給与セス

第九条 博士会ノ議事規則ハ各博士会ニ於テ之ヲ定メ文部

大臣ノ認可ヲ受クヘシ

附則

第十条 同種ノ博士七名ニ充タサル間当該博士会ノ職務ハ

東京帝国大学評議會ニ於テ之ヲ行フ

〔注〕一九二〇・七・六勅令第二〇〇号で廃止。

三 学位令細則

文部省令第一号

一八九九(明治三十二年一月七日

明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第五条ニ基キ学位

令細則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治三十二年一月七日

文部大臣 伯爵 樺山資紀

学位令細則

第一条 学位ハ学位受領者ノ専攻シタル学科ノ区別ニ従ヒ之ヲ授ク

第二条 帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者アルトキハ当該帝国大学総長ハ其試験成績ニ履歷書ヲ添ヘ文部大臣ニ具申スヘシ

第三条 論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スル者ハ其専攻シタル学科ノ範圍内ニ属スル自著ノ論文ニ履歷書ヲ添ヘ其論文ノ審査ヲ受クヘキ帝国大学分科大学教授会ヲ指定シテ文部大臣ニ申請スヘシ

第四条 学位記ノ様式左ノ如シ

其一

学位記

族籍位勲功爵

氏 名

右何々帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タリ仍テ明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条ニ依リ茲ニ何学博士ノ学位ヲ授ク

文部大臣位勲功爵 氏 名 印

省 年月日 印 番号

其二

学位記

族籍位勲功爵

氏 名

右論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ何々帝国大学何科大学教授会ニ於テ其大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者ト同等以上ノ学力アリト認メタリ仍テ明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条ニ依リ茲ニ何学博士ノ学位ヲ授ク

文部大臣位勲功爵 氏 名 印

省 年月日 印 番号

其三

学位記	
族籍位勲功爵	
氏 名	
右博士会 (博士会規則第十条ニ依ルモノハ東京帝國大學評議會) ニ於テ学位ヲ授クヘキ学力アリト認メタリ仍テ明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条ニ依リ茲ニ何學博士ノ学位ヲ授ク	
省	文部大臣位勲功爵 氏 名 印
年月日	
印	
割印	番号

其四

学位記	
何々帝國大學何科大學教授位勲功爵	
氏 名	
右何々帝國大學總長ノ推薦ニ基キ明治三十一年勅令第三百四十四号学位令第二条ニ依リ茲ニ何學博士ノ学位ヲ授ク	
省	文部大臣位勲功爵 氏 名 印
年月日	
印	
割印	番号

改正 明四四文令三一

四 学位令

勅令第二〇〇号
一九二〇(大正九)年七月五日(官報七月六日)

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ学位令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正九年七月五日

内閣總理大臣 原 敬

文 部 大 臣 中橋徳五郎

勅令第二百号

学位令

第一条 学位ハ博士トス

第二条 学位ハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ授与ス

第三条 博士ノ種類ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四条 学位ヲ授与セラルヘキ者ハ大學学部研究科ニ於テ二年以上研究ニ従事シ論文ヲ提出シテ学部教員会ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ学部教員会ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者トス

第五条 学部教員会ハ前条ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ対

シ試験ヲ行フコトヲ得

第六条 大学ニ於テ学位授与ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添附スヘシ

第七条 学位ヲ授与セラレタル者ハ授与ノ日ヨリ六月内ニ其ノ提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スヘシ但シ学位授与前既ニ印刷公表セラレタルモノナルトキ又ハ文部大臣ニ於テ其ノ印刷公表ヲ相当ナラスト認メタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八条 大学ハ論文ノ審査ニ付手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第九条 学部教員会ニ於ケル論文審査ノ手續其ノ他学位ニ関スル規程ハ大学ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十条 学位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行為アルトキハ大学ニ於テ学位ニ関スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ学位ノ授与ヲ取消スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年勅令第三百四十四号学位令及博士会規則ハ之ヲ廃止ス但シ旧令ニ依リ授与シタル学位ハ仍其ノ効力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シタル者ニ対シテハ

旧令ニ依リ学位ヲ授与ス

旧令ニ依ル学位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行為アルトキハ文部大臣其ノ学位ヲ褫奪ス

〔注〕一九四七・三・三一法律第二十六号(学校教育法)で廃止。

五 学位規程

達示第一一〇号
一九二一(大正一〇)年三月二六日

京都帝国大学学位規程

第一条 本学ニ於テ授与スル学位ハ左ノ六種トス

法学博士

医学博士

工学博士

文学博士

理学博士

経済学博士

第二条 本学大学院学生ニシテ二年以上研究ニ従事シタル者ハ其研究事項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ該当スル者ノ外学位ヲ請求スル者ハ自著論文ニ履歴書ヲ添ヘ請求スル学位ノ種類ヲ指定シテ之ヲ総長ニ提出スヘシ

総長ハ受理シタル論文ヲ当該学部教授会ノ審査ニ付ス

第三条 学位論文ハ一篇トシ三通ヲ提出スベシ但参考トシテ他ノ論文ヲ附加スルコトヲ妨ケス

審査ノ為必要アルトキハ学部教授会ハ学位請求者ヲシテ論文ノ訳文又ハ模型標本其他ノ材料ヲ提出セシムルコトヲ得

第四条 学位ヲ請求スル者ハ審査手数料金百円ヲ納付スヘシ既納ノ審査手数料ハ之ヲ返付セス

第五条 学部教授会ハ審査ニ付セラレタル論文ニ就キ教授会中ヨリ委員ヲ選定シテ之ヲ調査セシム

学部教授会ニ於テ必要アリト認ムルトキハ当該学部教授会以外ノ者ニ調査ノ一部ヲ委嘱スルコトヲ得

第六条 調査委員論文ノ調査ヲ了リタルトキハ其綱要ニ意見ヲ付シテ之ヲ教授会ニ報告スヘシ

第七条 学位授与ノ決議ヲ為スニハ当該学部教授ノ三分ノ二以上出席シ其三分ノ二以上ノ賛成アルコトヲ要ス

第八条 学部教授会ニ於テ審査ヲ了リタルトキハ学部長ハ論文ニ其審査要旨ヲ添ヘ総長ニ報告スヘシ但学位ヲ授与

スヘカラスト議決シタルトキハ審査要旨ヲ添付スルコトヲ要セス

第九条 本学ニ於テ学位ヲ受領シタル者ニシテ其ノ榮譽ヲ汚辱スル行為アルトキハ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ經文部大臣ノ認可ヲ受ケテ学位ノ授与ヲ取消シ学位記ヲ返還セシム

前項ノ議決ヲ為スニハ当該学部教授ノ三分ノ二以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十条 学位記ノ様式左ノ如シ(様式略)

改正 大二三・一・二三、昭一六・一二・二七、昭一九・四・一、

昭二一・六・二二達示一〇号、昭二三・一・三〇達示五号、七・三二達示二四号、昭二三・七・一六、一一・八達示一七号、昭二七・五・二〇達示一三号、昭三一・四・一〇達示一二号

〔注〕一九五八・一・二八達示第一号で廃止。

六 学校教育法(学位を規定)

〔二〕

一九四七(昭和二二)年三月二九日(官報三月三二日) 法律第二六号

第六十八条 (本文は一四頁参照)

七 学位規則

〔二〕
文部省令第九号

一九五三(昭和二八)年四月一日

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条第一項の規定に基き、学位規則を次のように定める。

昭和二十八年四月一日

文部大臣 岡野 清豪

学位規則

(趣旨)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条第一項の規定により大学院を置く大学(以下単に「大学」という。)が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

(学位)

第二条 学位は、博士及び修士とする。

2 博士の種類は、別に定める。

3 修士の種類は、別表の通りとする。

(博士)

第三条 博士の学位は、独創的研究によつて新領域を開拓し、学術水準を高め文化の進展に寄与するとともに、専攻の学問分野について研究を指導する能力を有する者に

授与するものとする。

(修士)

第四条 修士の学位は、広い視野に立つて、専攻の学問分野について、精深な学識と精深な研究をする能力とを有する者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第五条 左の各号に該当する者には、博士の学位を授与することができる。

一 大学院に四年以上在学して所定の単位を修得したと。

二 当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格したと。

2 博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、且つ、前項第一号に該当する者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

(修士の学位授与の要件)

第六条 左の各号に該当する者には、修士の学位を授与することができる。

一 大学院に二年以上在学して所定の単位を修得したと。

二 当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格し

たこと。

(論文要旨等の公表)

第七条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第八条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。但し、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。

(学位の名称)

第九条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学名を附記するものとする。

(報告)

第十条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から一月以内に、左に掲げる事項を記載した書類に、当該博士論文及び授与を受けた者の氏名、本籍、現住所、生年月日、最終卒業学校名その他の必要事項を記載した履歴書を添えて、文部大臣に報告するものとする。

- 一 授与した博士の学位の種類
- 二 授与した年月日

三 第五条第一項又は第二項のいずれの規定によるかの別

四 論文審査及び試験の結果の要旨

五 論文審査及び試験を担当した機関に関する事項

(学位規程)

第十一条 大学は、学位に関する事項を処理するため、当該大学において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定めて文部大臣に報告しなければならない。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

文学修士
教育学修士
社会学修士
法学修士
政治学修士
経済学修士
商学修士
経営学修士
神学修士
芸術学修士

理学修士
薬学修士
工学修士
農学修士
獣医学修士
水産学修士
家政学修士
体育学修士

改正 昭三〇文令五、昭三一文令一五、昭三七文令一三、昭四〇文

令六、文令一〇、昭四四文令一、文令一〇、昭四九文令一五、

文令一九、昭五二文令二三、昭五三文令三、文令四三、昭五

六文令一、平元文令三五、文令四三、平三文令二七、平五文

令二四

八 学位規程

〔一三〕
達示第一号

一九五八(昭和三三)年一月二八日

京都大学学位規程

第一条 本学において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

文学修士 文学博士

教育学修士 教育学博士
法学修士 法学博士
経済学修士 経済学博士
理学修士 理学博士
薬学修士 医学博士
工学修士 工学博士
農学修士 農学博士

第二条 本学大学院の課程を経た者の学位論文は、審査願に論文目録を添えて総長に提出するものとする。ただし、博士課程を経た者にあつては、履歷書を添えなければならない。

第三条 前条の博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文目録、履歷書および学位論文審査手数料を添え、総長に提出するものとする。

第四条 受理した学位論文審査手数料は、返還しない。

第五条 学位論文は一編とし、修士の論文は、一通、博士の論文は、三通を提出しなければならない。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

2 審査のため必要があるときは、研究科会議は、学位論

文の副本、訳文、模型または標本等の材料を提出させることができる。

第六条 研究科会議は、審査に附された論文について、研究科所屬の教授の中から調査委員三名を選定してこれを調査させる。

2 研究科会議で必要があると認めるときは、前項の委員を増し、または調査の一部を当該研究科所屬の教授以外の者に委嘱することができる。

3 研究科会議で必要があると認めるときは、修士論文の調査委員については、第一項の規定にかかわらず、別段の定めをなすことができる。

第七条 調査委員は、論文の調査、試験および試問が終了ときは、学位論文の内容の要旨、調査および試験の結果の要旨ならびに試問の成績を研究科会議に文書をもつて報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査および試験の結果の要旨は、省略することができる。

第八条 学位授与の議決は、当該研究科所屬の教授の三分の二以上が出席して、その三分の二以上が賛成しなければならない。

第九条 研究科会議において、博士の学位を授与できるものと議決したときは、関係学部長は、学位論文および論

文内容の要旨にその審査および試験の結果の要旨ならびに試問の成績を添えて総長に報告しなければならない。

2 研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。

第十条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその榮譽を汚す行為があつたときは、総長は当該研究科会議および大学院審議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 学位規則第八条に違背したときは、前項の規定によることができる。

3 研究科会議および大学院審議会において、前各項の議決をする場合は、構成員の三分の二以上が出席して、その四分の三以上が同意しなければならない。

第十一条 博士の学位を授与したときは、総長は学位簿に登録して文部大臣に報告するものとする。

第十二条 学位記および学位授与申請関係書類の様式は別表のとおりとする。

附 則

1 この規程は、昭和三十三年一月二十八日から施行する。

2 大正十年三月二十六日達示第十一号制定の京都大学学

位規程は廃止する。ただし、従前の規程による学位の授与は、この規程にかかわらず昭和三十七年三月三十一日（医学博士については昭和三十五年三月三十一日）までは、なお従前の例による。

3 博士の課程を経ない者に対する学位の授与は、課程を経た者に対する博士の学位を授与した後において取り扱うものとする。

別 表

一、第二条の規定による論文提出者に授与する学位記様式

学位記	
本籍（都道府県名）	
氏 名	年 月 日生
本学大学院○○学研究科○○専攻の修（博）士課程を修了したので京都大学○○学修（博）士の学位を授与する	
論文題目	年 月 日
京 都 大 学	

○修（博）第 号

備考 1 論文題目を記入するのは博士学位記のみ。

2 欄外左上の○内は学位種類の略号を記入する。

二、第三条の規定による学位申請者に授与する学位記様式

学位記	
本籍（都道府県名）	
氏 名	年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので京都大学○○学博士の学位を授与する	
論文題目	年 月 日
京 都 大 学	

○博第 号
備考 欄外左上の○内は学位種類の略号を記入する。

三、学位授与申請関係書類様式

1 第二条の規定による修士論文審査願様式

学位論文審査願	
このたび〇〇学修士の学位をうけたく学位論文(主論文一編、参考論文〇編)、論文目録、履歴書各三通を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。	
年 月 日	〇〇学研究科〇〇専攻〇〇年入学
京都大学総長 殿	氏 名 ㊟

備考 論文目録様式は三の4による。

2 第一条の規定による博士論文審査願様式

学位論文審査願	
このたび〇〇学博士の学位をうけたく学位論文(主論文一編、参考論文〇編)、論文目録、履歴書各三通を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。	
年 月 日	〇〇学研究科〇〇専攻〇〇年入学
京都大学総長 殿	氏 名 ㊟

備考 論文目録、履歴書様式は書類様式三の4および5

による。

3 第三条の規定による学位申請書様式

学位申請書	
このたび〇〇学博士の学位をうけたく学位論文(主論文一編、参考論文〇編)、論文目録、履歴書各三通および学位論文審査料金〇〇〇円を添えて申請いたします。	
年 月 日	住所
京都大学総長 殿	氏 名 ㊟

4 第二、第三条の規定による論文目録様式

論文目録	
主論文	
一、題 目	二、公表の方法・時期
三、冊 数	参考文献
一、	一、
年 月 日	学位授与申請者
	氏 名 ㊟

備考 (1)論文未公表の場合は、公表予定の方法・時期を

記載すること。

(2) 参考論文が二種以上ある場合は、列記すること。

(3) 修士学位論文目録は論文題目のみでよい。

5 第二、第三条の規定による履歴書様式

[illegible]

備考 1 履歷事項は、高等学校卒業後の履歷について、

年次を追つて記載すること。

2 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

改正

昭三四・九・二九達示二三号、昭五〇・二・二五達示九号

昭五一・六・八達示三〇号、昭五二・三・一五達示一八号

一〇・二七総長裁決、昭六一・四・一五達示七号、平三・五・

二八達示二二號、平四・三・一七達示五號、一〇・二〇達示

三八号 一一・三 達示六三号 平五・六・三 達示六一号

平七・一一・一四達示三二号 平九・三・一八達示一〇号

九・三〇達示四七号

二名譽博士

一 名誉博士称号授与規程

達示第四号 [六]

一九八七(昭和六二)年二月二四日

京都大学名誉博士称号授与規程

第一条 京都大学(以下「本学」という。)における名誉博士の称号の授与については、この規程の定めるところによる。

第二条 名誉博士の称号は、本学における学術研究に寄与

した功績が特に顕著であると認められる研究者に授与するものとする。

第三条 名誉博士の称号の種類は、次のとおりとする。

名誉文学博士

名誉教育学博士

名誉法学博士

名誉経済学博士

名誉理学博士

名誉医学博士

名誉薬学博士

名誉工学博士

名誉農学博士

第四条 名誉博士の称号の授与は、評議会の議を経て、総長が決定する。

第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に關し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、昭和六十二年二月二十四日から施行する。

三 研 修

一 内地研究員研修規程

(一六)
達示第三号

一九四九(昭和二四)年五月一二日

京都大学内地研究員研修規程

第一条 本学学部研究所又はその附属施設において研修を志望する者があるときは当該部局において支障のない場合に限りこれを許可する

第二条 研修志望者は願書に研修科目及び期間を記載し履歴書を添付して志望者の所属長を経て総長に出願しなければならない

但し出願時期は当該部局の定めるところによる

第三条 志望者に対しては学力を檢定し又は人物考査を行うことがある

第四条 研修を許可した者に対しては必要があるときは当該部局長の申出により総長において指導教官を定める

第五条 研修料は一月金參百円とし研修期間の全額を前納しなければならない但し既納の研修料は返還しない

第六条 研修は一年を超えることができない但し特別の事

情があるときは第二条の手續を経て更に一年以内に限り延長することができる

第七条 研修に要する特別の費用は当該部局の定めるところにより研究員の負担とする

第八条 研究員は指導教官の許可を得て本学備付の機械器具等を使用することができる

第九条 研究員の服務については特殊の事情により総長の許可を得た場合を除き本学職員に準ずる

第十条 本規程に違背したとき又は疾病その他の事故に因り研修の見込がない者に対しては部局長の申出により総長において研修の中止を命ずる

附 則

この規程は、昭和二十四年四月一日から施行する。

〔注〕一九五〇・七・一五達示第一一号で全部改正。

二 研修規程

〔六〕
達示第一一号
一九五〇（昭和二五）年七月一五日

京都大学研修規程

第一 研 修 員

第一条 本学学部、研究所又はその附属施設において、研修を志望する者があるときは、当該部局において支障のない場合に限り許可する。

第二条 研修志望者は、願書に研修科目及び期間を記載し、履歷書を添付して志望者の所属長を経て学長に出願しなければならない。但し、出願時期は、当該部局の定めるところによる。

第三条 志望者に対しては、学力を検定し、又は人物考查を行うことがある。

第四条 研修を許可した者に対しては、必要があるときは、当該部局長の申出により学長において指導教官を定める。

第五条 研修料は、一月金參百円とし、研修期間の全額を前納しなければならない。

2 既納の研修料は、返還しない。

第六条 研修は、一年を超えることができない。但し、特別の事情があるときは、第二条の手續を経て更に一年以

内に限り延長することができる。

第七条 研修に要する特別の費用は、当該部局の定めるところにより研修員の負担とする。

第八条 研修員は、指導教官の許可を得て本学備付の機械器具等を使用することができる。

第九条 研修員の服務については、特殊の事情により学長の許可を得た場合を除き、本学職員に準ずる。

第十条 本規程に違背したとき、又は疾病その他の事故に因り研修の見込がない者に対しては、部局長の申出により学長において研修の中止を命ずる。

第二 内地研究員

第十一条 内地研究員は、文部省の推薦によるものにつき、選考の上許可する。

第十二条 第五条、第七条乃至第十条の規定は、内地研究員に準用する。

附則

この規程は、昭和二十五年六月一日から施行し、昭和二十五年四月一日から、適用する。

改正 昭二七・五・二〇達示一四号、昭二八・五・一二達示二六号、

昭三〇・一二・二〇達示二一〇号、昭三一・四・一〇達示一三

号、昭三三・七・三達示八号、一一・二九達示一二号、昭三

四・三・二総長裁定、三・二〇達示五号、昭三五・三・三二達示六号、昭三八・四・二三達示六号、七・二達示二一〇号、昭三九・六・九達示一〇号、昭四〇・一一・三〇達示二二〇号、昭四一・四・二六達示九号、昭四三・四・一六達示四号、昭四五・六・二四達示三三〇号、昭四九・一一・二二達示二九〇号、二四達示二七号、昭五〇・三・三二達示一二号、六・三達示二五号、昭五三・三・三〇達示一五号、四・二二達示三〇号、六・二〇達示三九号、昭五五・四・三〇達示三三〇号、昭五七・四・二〇達示一〇号、昭五八・五・二四達示一六号、九・一三達示二三号、昭五九・四・二七達示六号、昭六〇・一一・一〇達示二三号、昭六一・三・一九達示八号、一〇・六達示二二〇号、昭六三・六・七達示三五号、平元・三・三一達示四号、四・二八達示一〇号、七・三達示二〇号、一〇・三一達示二四号、平三・三・一四達示五号、五・二八達示二二〇号、平四・一〇・二〇達示三六号、平五・三・三二達示四五号、平七・三・二二達示九号、平八・五・二八達示五六号、平九・三・三二達示一二号

四 研 究 生

一 研究生規程

(二六)
達示第三七号

一九七五(昭和五〇)年二月九日

京都大学研究生規程

第一条 本学において、研究生として特定事項の研究を志望する者があるときは、学部、教養部、研究所等(以下「部局」という。)において支障のない場合に限り、当該部局の定めるところにより、入学を許可することがある。

第二条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

二 当該部局において適当と認めた者

第三条 研究生の入学は、学年又は学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第四条 研究生として入学を志望する者は、所定の願書に、履歴書その他必要書類及び検定料を添え、当該部局の長

に願出なければならない。

2 前項の入学志望者については、選考のうえ、教授会(又はこれに代わる機関。以下同じ。)の議を経て、当該部局の長が入学を許可するものとする。

第五条 入学に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 入学料を納めない者には、前条第二項の許可を行わない。

第六条 入学を許可された者には、健康診断を行う。

第七条 研究生に対しては、教授会の議を経て指導教官を定める。

第八条 研究生の在学期間は、一年以内とする。ただし、当該部局の定めるところにより、期間の延長を許可することがある。

第九条 研究生の授業料は、所定の期日までに在学期間の全額を前納しなければならない。

2 授業料を納めない者は、除籍する。

第十条 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

第十一条 第四条第一項の検定料、第五条第一項の入学料及び第九条第一項の授業料の額は、それぞれ国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年

文部省令第九号（第十条の規定に基づき定められた額とする）。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

第十二条 本規程に違背した者、又は疾病その他の事故により研究の見込がない者に対しては、教授会の議を経て、当該部局の長が退学を命ずることがある。

第十三条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、当該部局の定めるところによる。

附則

1 この規程は、昭和五十年十二月九日から施行する。

2 この規程施行の際現に医学部、薬学部又は工学部の研究生である者については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

改正

昭五三・三・三〇達示一六号、四・二二達示三〇号、六・二〇達示三九号、平元・七・三三達示二〇号、一〇・三二達示二五号、平二・一二・二四達示四〇号、平四・一〇・二〇達示三七号

五 教育職員免許

一 教育職員免許状授与資格の取得に関する規程

〔六〕
達示第三五号

一九七五（昭和五〇）年一月二五日

教育職員免許状授与資格の取得に関する規程

第一条 本学学生（以下「授与資格」という。）の取得に関しては、関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 授与資格を取得しようとする者は、免許状の種類に応じ、教科及び教職に関する専門科目について所要の科目を学修し、その単位を修得しなければならない。

2 養護学校教諭免許状の授与資格を取得しようとする者は、前項の科目のほか、所要の科目を学修し、その単位を修得しなければならない。

3 前二項の科目及び単位並びに学修方法等については、学部又は研究科の定めるところによる。

第三条 本学において、授与資格の取得の課程として認定

哲 学 科	別表第一 学部	下記免許状の授与資格を得させる課程(正規の課程)として認定を受けた学部・学科
		取得することができる免許状の種類
中学校教諭一級普通免許状(社会、美術、宗教)		
高等学校教諭二級普通免許状(社会、美術、宗教)		
中学校教諭一級普通免許状(社		

この規程は、昭和五十年十一月二十五日から施行する。

附 則

を受けた学部・学科及び研究科・専攻並びに授与資格を取得することのできる免許状は、別表第一及び別表第二に掲げるとおりとする。

2 学生は、その所属する学部・学科又は研究科・専攻において取得することができる免許状の授与資格のほか、他の学部・学科又は研究科・専攻で開設する教科、教職等に関する専門科目を学修し、その単位を修得することにより、他の免許状の授与資格を取得することができる。

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に關して必要な事項は、学部・研究科で定める。

文学部				法学部		経済学部	
史 学 科		文 学 科				經 営 学 科	經 済 学 科
高等学校教諭二級普通免許状(社会)		高等学校教諭一級普通免許状 国語、外国語(英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・イタリア語・中国語・梵語)		中学校教諭一級普通免許状(社会)		高等学校教諭二級普通免許状(社会、商業)	中学校教諭一級普通免許状(社会、職業)
中学校教諭一級普通免許状(数学、理科)		中学校教諭一級普通免許状(数学、理科)		中学校教諭一級普通免許状(数学、理科)		中学校教諭一級普通免許状(数学、理科)	中学校教諭一級普通免許状(数学、理科)
中学校教諭一級普通免許状(化学)		中学校教諭一級普通免許状(化学)		中学校教諭一級普通免許状(化学)		中学校教諭一級普通免許状(化学)	中学校教諭一級普通免許状(化学)

理 学 部					医 学 部	薬 学 部									
動物学科	植 物 学 科	地質学鉱物学科	生物物理学科	医 学 科	薬 学 科	製薬化学科	土木工学科	機械工学科	電気工学科	資源工学科	冶金学科	工業化学科	建築学科	石油化学科	化学工学科
					中学校教諭一級普通免許状(理科、保健体育、保健)	高等学校教諭二級普通免許状(理科、保健体育、保健)	中学校教諭一級普通免許状(理科、保健)								

農 学 部													工 学 部									
畜産学科	林産工学科	農林経済学科	農業工学科	農林生物学科	農芸化学科	林 学 科	農 学 科	情報工学科	建築学第二学科	交通土木工学科	機械工学第二学科	金属加工学科	電気工学第二学科	合成化学科	精密工学科	数理工学科	衛生工学科	原子核工学科	航空工学科	電子工学科	高分子化学科	
							中学校教諭一級普通免許状(理 科、技術)							中学校教諭一級普通免許状(数 学、理科、技術)								
							高等学校教諭二級普通免許状 (理科、農業)							高等学校教諭二級普通免許状 (数学、理科、工業)								

別表第二 大学院		教育学部	
下記免許状の授与資格を得させる課程(大学院の課程)として認定を受けた研究科・専攻	哲学専攻	食品工学科	水産学科
	心理学専攻		
	社会学専攻		
	美学美術史学専攻		
	国史学専攻		
	東洋史学専攻		
	西洋史学専攻		
	地理学専攻		

文学研究科									
教育学研究科		法学研究科		文学研究科		言語学専攻		文学専攻	
教育学専攻	教育方法学専攻	基礎法学専攻	公法専攻	民法専攻	政治学専攻	理論経済学・	言語学専攻	独逸語学専攻	英語学専攻
高等学校教諭一級普通免許状(社会)	高等学校教諭一級普通免許状(社会)	高等学校教諭一級普通免許状(社会)	高等学校教諭一級普通免許状(社会)	高等学校教諭一級普通免許状(社会)	高等学校教諭一級普通免許状(社会)	高等学校教諭一級普通免許状(社会)	高等学校教諭一級普通免許状(社会)	高等学校教諭一級普通免許状(社会)	高等学校教諭一級普通免許状(社会)

354

農林經濟學專攻	高等學校教諭一級普通免許狀 (水産)
林産工学專攻	
食品工学專攻	
水産學專攻	

改正

昭五一・五・一七達示二五号、昭五一・五・二三達示三四号、昭五三・四・一一達示三一号、昭五五・五・七達示二六号、昭五七・五・二〇達示一一号、昭五八・四・二八達示一一号、昭五九・五・九達示七号、昭六二・五・二五達示一四号、昭六三・四・二〇達示一九号、平元・四・二一達示九号、平一一・五・二九達示八号、平三・三・一九達示六号、四・一八達示七号、平四・四・二八達示九号、平五・六・二三達示六四号、平六・七・二八達示一六号、平七・六・一達示二三号、平八・八・二九達示六二号、平九・三・三一達示一四号

六 外国留学

一 文部省外国留学生規程

勅令第一〇二号
一八九二(明治二五)年十一月二二日(官報)二月二日

朕茲ニ文部省外国留学生規程ノ件ヲ裁可ス

御名 御璽

明治二十五年十一月二十一日

文部大臣 河野敏稼

勅令第二百二号

文部省外国留学生規程

第一条 文部省外国留学生ハ文部大臣ニ於テ特ニ須要ノ學術技芸ヲ研究セシメンカ為ニ文部省直轄學校卒業ノ者又ハ文部省直轄學校教官ノ中ヨリ選拔差遣スルモノトス

第二条 文部省外国留学生ノ人員ハ同時ニ二十二人ヲ超エサルモノトス

第三条 文部省外国留学生ノ専修スヘキ學科留學スヘキ邦國及留學年限等ハ文部大臣之ヲ指定ス

第四条 文部省外国留学生ニ支給スヘキ學資金ハ一箇年英貨百八拾磅以內トシ旅費ハ外国旅費規則ニ依リ其最下額ヲ支給ス

特別ノ事由アルトキ又ハ各地ヲ巡歷シテ研究セシムルトキハ前項學資金ノ外特ニ相當ノ學資金ヲ増給スルコトヲ得但増給ノ學資金ハ留學中ヲ通シテ英貨百五拾磅ヲ超ユルコトヲ得ス又巡歷研究ノ為學資金ヲ増給スルトキハ別ニ旅費ヲ支給セス

第五条 文部省直轄學校教官ニシテ外國留學ヲ命シタル者ハ本邦發程ノ日ヨリ歸朝ノ日マテ本官ノ俸給ヲ支給セス

但時宜ニ依リ特ニ俸給三分ノ一以内ヲ支給スルコトヲ得

第六条 文部省外国留学生ハ帰朝ノ日ヨリ其留学年数ノ二倍ニ当ル期限間ハ文部大臣ノ指定スル職務ヲ辞スルコトヲ得ス

附則

明治二十五年及二十六年度ニ限り本令第四条第一項ノ学資金ハ銀貨千七拾円以内ヲ支給シ同条第二項ノ場合ニ於テハ銀貨千円ヲ限リトス

改正 明二九勅令二九、明三〇勅令四五、明三一勅令一三三、明三

二勅令二〇二

〔注〕一九〇一・三・二九勅令第一六号で全部改正。

二 文部省外国留学生規程

(二)

一九〇一(明治三四)年三月二八日(官報三月二九日) 勅令第一六号

朕文部省外国留学生規程ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年三月二十八日

文部大臣 松田正久

勅令第十六号

文部省外国留学生規程

第一条 文部省外国留学生ハ特ニ外国留学ヲ必要トスル學術技芸ヲ研究セシメムカ為ニ文部省直轄学校ヲ卒業シタル者又ハ文部省直轄学校教官ノ中ニ就キ檢定ヲ行ヒ文部大臣之ヲ命ス但シ適當ト認ムル場合ニ於テハ其ノ檢定ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

前項ニ掲クル者ノ外文部大臣ニ於テ適當ト認ムル者アルトキハ檢定ヲ行ヒ特ニ文部省外国留学生ヲ命スルコトヲ得

第二条 文部省外国留学生ノ研究学科、留學國及留學期間等ハ文部大臣之ヲ指定ス

第三条 文部省外国留学生ニハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ一箇年金千八百円以内ノ学資ヲ支給ス但シ学科ノ研究上各地ヲ巡歴セシムルトキ其ノ他特別ノ事由アルトキハ特ニ相当ノ学資ヲ増給スルコトヲ得

第四条 文部省外国留学生ニハ外国旅費規則ニ依リ判任官ニ準シ旅費ヲ支給ス但シ前条但書ニ依リ巡歴研究ノ為学資ヲ増給シタルトキハ別ニ旅費ヲ支給セサルモノトス
文部大臣ハ各地間ニ於ケル行程日数ヲ定ムルコトヲ得
第五条 文部省直轄学校教官ニシテ文部省外国留学生ヲ命

セラレタル者ハ本邦出発ノ日ヨリ帰朝ノ日マテ当該学校教官定員ノ外ニ置キ本官ノ俸給ヲ支給セス但シ時宜ニ依リ特ニ俸給三分ノ一以内ヲ支給スルコトヲ得
前項ノ規定ハ文部省外国留学生ニシテ文部省直轄学校教官ニ任セラレタル者ニ関シ之ヲ準用ス

第六条 文部省外国留学生ハ帰朝ノ日ヨリ其ノ留学期間ノ二倍ニ当ル期間文部大臣ノ指定スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

第七条 文部省外国留学生ニシテ文部大臣ノ命令ニ違背シ又ハ不都合ノ行為アリタルトキハ文部大臣ハ其ノ支給シタル学資及旅費ヲ償還セシム文部省外国留学生タリシ者ニシテ帰朝後前条ノ義務ヲ尽ササルトキ亦同シ
前項ニ該当スル者ニシテ特別ノ事情アルトキハ学資及旅費ノ一部ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

改正 明三六勅令六〇、明四一勅令八一

〔注〕一九二〇・九・一五勅令第三九三号で廃止。

三 教授欧米派遣に関する申合

〔一五〕 一九二六(大正五)年七月七日

京都帝国大学教授欧米派遣ニ関スル申合

第一条 京都帝国大学ハ以下各条定ムルトコロニ依リ毎年三名以上ノ教授ヲ欧米ニ派遣ス

第二条 各分科大学ニ於ケル教授派遣ノ順位ハ教授任命ノ前後ニヨリテ之ヲ定ム

教授任命後留学ヨリ帰朝シ若クハ本申合ニ依リ派遣セラレタル者ハ其帰朝ノ日ノ前後ニヨリテ之ヲ定ム

第三条 全大学ニ於ケル教授派遣ノ順序ハ左ノ如ク之ヲ定ム

一、医科大学教授

二、文科大学教授

三、工科大学教授

四、法科大学教授

五、理科大学教授

六、全大学教授中ノ最先順位者

第四条 教授ハ第二条第一項ノ場合ハ任命後同条第二項ノ場合ハ帰朝後滿十年ヲ経過スルニアラザレバ本申合ニ依リ派遣セラル、コトヲ得ズ

前項期間ノ計算ハ曆ニ従ヒ三月末日ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 本申合ノ適用上官公費若クハ大学ヲ経テ私人ヨリ受ケタル費用ニヨリ欧米ヲ巡回シ又ハ往復四ヶ月以上欧米ヲ旅行シタル者ハ本申合ニ依リ派遣セラレタルモノト看做ス

第六条 派遣順序ニアル教授ニシテ公務上ノ事由ニ因リ又ハ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ニ因リ派遣セラレサル者ハ次年ニ於テ最先ニ派遣セラル、モノトス

公務上ノ事由ニ因ル場合ヲ除キ延期二回ニ及ヒ尚派遣ノ命ニ応スルコト能ハサル者ハ派遣ノ資格ヲ失フモノトス

第七条 教授ノ派遣力前条ノ規定ニ依リ延期セラレタル場合ニ於テハ第三条ノ規定ニ依リテ定マレル順序ニ從ヒ順次之ヲ補充ス

第八条 派遣順序ニ当リタル者ノ派遣ノ辞退又ハ第六条第二項ノ規定ニ依リテ生シタル欠員ハ第三条第一号乃至第五号ニアリテハ当該教授所屬ノ分科大学教授同条第六号ニアリテハ全大学教授中ノ最先順位者ヲ以テ之ヲ補充ス

第九条 第六条第二項ノ規定ニ該当シタル者ハ派遣ヲ了リ且派遣順序ニ当リタル年ノ三月末日ヲ以テ帰朝シタルモノト看做ス当初ヨリ派遣ヲ辞退シタル者亦同ジ

第十条 派遣セラルヘキ教授ハ毎年三月末日之ヲ定メ其後生シタル欠員ハ之ヲ補充セズ但次年度ニ於テ派遣セラル

ヘキ順序ニアル教授中ノ希望者ヲ以テ之ヲ補充スルコトアルヘシ

附 則

本申合ハ直ニ之ヲ施行ス

改正 大二三・一一・一二三

(注) 一九二四・一一・一二三教授外国派遣に關する申合に改称。

四 文部省在外研究員規程

一九二〇(大正九)年九月一四日(官報九月一五日) 勅令第三九三号

朕文部省在外研究員規程ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正九年九月十四日

内閣總理大臣 原 敬
文 部 大 臣 中橋徳五郎

勅令第三百九十三号

文部省在外研究員規程

第一条 文部省在外研究員ハ外国ニ於テ學術技芸ヲ研究セシムル為文部省直轄学校教官其ノ他文部大臣ニ於テ適當

ト認ムル者ニ就キ文部大臣之ヲ命ス

第二条 文部省在外研究員ノ研究科目、在留国及在留期間其ノ他必要ノ事項ハ文部大臣之ヲ指定ス

第三条 文部省在外研究員ニハ学資、支度料及旅費ヲ給ス

学資ハ月額三百六十円、支度料ハ七百円以内トス

旅費ハ別表ニ依ル但シ別表ニ掲ケサル国ニ在留スル者ニ給スル旅費ハ別表ニ準シ其ノ最高額以内ニ於テ文部大臣之ヲ定ム

在留国ニ以上ニ互ル場合ニ於テ在留期間ノ旅行ニ付テハ支度料及旅費ヲ給セス

特別ノ事由アルトキハ学資、支度料及旅費ハ之ヲ減額支給スルコトヲ得

第四条 文部省在外研究員研究上各地ヲ巡歴シ又ハ在留地ヲ転スルトキ其ノ他特別ノ事由アルトキハ相当ノ手当ヲ給スルコトヲ得

第五条 文部省在外研究員本邦出發前死亡シ又ハ官ノ都合ニ依リ文部省在外研究員ヲ免セラレタルトキハ支度料ノ全部又ハ一部ヲ給スルコトヲ得

文部省在外研究員本邦出發後死亡シタルトキハ死亡地ヨリ本邦出發迄外国旅費規則ニ準シ旅費ヲ給ス

第六条 文部省在外研究員旅行中疾病、変災其ノ他避クヘ

カラサル事由ニ依リ同一地ニ滞在スルコト七日ヲ超過スルトキハ其ノ超過日数ニ対シ日額二十四ノ割合ヲ以テ別ニ旅費ヲ給スルコトヲ得但シ船舶中ノ滞在ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七条 文部省在外研究員文部大臣ノ命令ニ違背シタルトキ、不都合ノ行為アリタルトキ又ハ成業ノ目途ナキニ至リタルトキハ文部大臣ハ之ヲ免スルコトヲ得

第八条 文部省在外研究員ハ帰朝ノ日ヨリ其ノ在留期間ノ二倍ニ相当スル期間文部大臣ノ指定スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

第九条 第七条ノ規定ニ依リ在外研究員ヲ免シタル者又ハ前条ニ規定スル義務ヲ尽ササル者ニハ之ニ支給シタル学資、支度料、旅費及手当ヲ償還セシム但シ特別ノ事情アルトキハ償還義務ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトヲ得

第十条 学資、支度料、旅費及手当ハ前金渡ヲ為スコトヲ得但シ学資ハ六月分以内ニ限ル

第十一条 官吏ニシテ文部省在外研究員ヲ命セラレタル者ハ本邦出發ノ日ヨリ帰朝ノ日迄之ヲ定員外ト為シ俸給ヲ給セス但シ時宜ニ依リ特ニ俸給ノ半額以内ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ハ官吏ニ非サル文部省在外研究員ニシテ文部

省直轄學校教官ニ任セラレタル者ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省外国留學生規程ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際現ニ文部省外国留學生タル者ハ本令ニ依リ文部省在外研究員ヲ命セラレタルモノト看做シ其ノ給与ニ付テハ大正九年八月分ヨリ本令ヲ適用ス但シ大正九年八月一日前本邦ヲ出發シタル者ノ支度料及在留國ニ至ル迄ノ旅費並大正九年八月一日前最後ノ在留國ヲ出發シタル者ノ旅費ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前歸朝シタル文部省外国留學生ノ義務ニ関シテハ仍旧令ニ依ル

(別表)

在外研究員旅費定額表	
在留國名	旅費(片道)
英吉利	一、五〇〇円
亞米利加 シカゴ及其ノ以東	一、三七〇
合衆國 シカゴ以西	一、二四〇
仏蘭西	一、四二〇
獨逸	一、五九〇
奧地利	

伊太利	一、四八〇
白耳義	一、四七〇
瑞西	
和蘭	一、五二〇
洪牙利	一、六三〇
西班牙	一、五七〇
葡萄牙	一、六六〇
露西亜	一、七七〇

(注)一九二一・一・二三勅令第六号で廃止。

五 在外研究員規程

一九二二(大正一二年)一月二一日(官報一月二三日)

勅令第六号

朕在外研究員規程ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

摂政名

大正十一年一月二十一日

内閣總理大臣兼
大藏大臣 子爵 高橋 是清
外務大臣 伯爵 内田 康哉

勅令第六号

農商務大臣 男爵 山本 達雄
文部大臣 中橋徳五郎
通信大臣 野田卯太郎
鐵道大臣 元田 肇

在外研究員規程

第一条 主管大臣ハ其ノ主管事項ニ関シ須要ノ學術技芸ヲ研究セシムル為在外研究員ヲ外国ニ派遣スルコトヲ得
第二条 在外研究員ハ選抜ニ依リ主管大臣之ヲ命ス
第三条 在外研究員ノ研究事項、在留国、在留期間其ノ他必要ナル事項ハ主管大臣之ヲ指定ス

第四条 在外研究員ニハ本令ノ定ムル所ニ依リ学資金、巡歴手当及旅費ヲ支給ス

特別ノ事由アルトキハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ前項ニ定ムルモノノ外特別手当ヲ支給スルコトヲ得

第五条 学資金及巡歴手当ハ別表ニ依ル但シ官吏ニ非サル者ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シ別表ニ準シテ之ヲ定ム

第六条 学資金ハ最初ノ在留地到着ノ翌日ヨリ帰朝ノ途ニ就ク前日迄月割及日割ヲ以テ之ヲ支給ス

在留国間移転ノ場合ニ於テハ前在留地ヲ出発シタル日ノ

翌日ヨリ後在留地ニ付定メタル学資金ヲ支給ス

第七条 各地ヲ巡歴研究スル場合ニ於テハ旅費ヲ支給セス
巡歴手当ヲ支給ス

第八条 旅費ハ本邦在留国間往返ノ場合又ハ在留国間移転ノ場合ニ於テ外国旅費規則ノ定ムル所ニ依リ本人相当ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料及支度料ヲ支給ス

第九条 外国在留中特別ノ任務ニ従事スル場合ニ於テハ外国旅費規則ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ支給スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ旅費ヲ支給スル場合ニ於テハ学資金及巡歴手当ハ之ヲ支給セス

第十条 外国旅費規則中死亡手当ニ関スル規定ハ在外研究員ニ付之ヲ準用ス

第十一条 学資金及巡歴手当ハ前金払ヲ為スコトヲ得但シ学資金ニ付テハ六月分ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二条 在外研究員ヲ命セラレタル官吏ハ本邦出発ノ日ヨリ帰朝ノ日迄之ヲ定員外ト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ定員外ト為リタル者ニハ俸給ヲ支給セス但シ時宜ニ依リ其ノ俸給ノ三分ノ二以内ヲ支給スルコトヲ得

第十三条 特別ノ事情アルトキハ官吏ニ非スシテ在外研究

員ヲ命セラレタル者ニ年額二千五百円以内ノ家族手当ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ハ前条第一項ノ規定ニ依リ定員外ト為リタル在外研究員ニ之ヲ準用ス但シ同条第二項ノ規定ニ依リ受クル金額ト家族手当ノ額ト合シテ俸給ノ三分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四条 在外研究員ハ帰朝ノ日ヨリ外国在留期間ノ二倍ニ相当スル期間主管大臣ノ指定シタル職務ニ従事スル義務ヲ負フモノトス但シ帰朝ヲ為サシメスシテ直ニ外国ニ在勤ヲ命シタル場合ニ於テハ其ノ期間ハ在勤ヲ命シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第十五条 在外研究員主管大臣ノ命令ニ違背シタルトキ又ハ成業ノ目途ナキニ至リタルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

第十六条 第十四条ノ義務ヲ履行セヌ又ハ前条ノ規定ニ依リ研究員ヲ免セラレタル者ノ受ケタル学資金、巡歴手当、特別手当及旅費ハ之ヲ償還セシム但シ特別ノ事情アルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第十七条 特別ノ事情ニ因リ本令ニ依リ難キ場合ニ於テハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ学資金及巡歴手当ニ関シ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第十八条 本令中主管大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総

督、台湾ニ在リテハ台湾総督、関東州ニ在リテハ関東長官、樺太ニ在リテハ樺太庁長官之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ノ勅令ハ之ヲ廃止ス

通信省外国留学生規程

水産講習所在外研究生規程

明治四十二年勅令第二百二十九号

関東庁在外研究員規程

台湾総督府在外研究員規程

大正五年勅令第六十五号

文部省在外研究員規程

朝鮮総督府在外研究員規程

本令施行ノ際現ニ旧令ニ依ル外国留学生、在外研究員又ハ在外研究生ハ之ヲ本令ニ依ル在外研究員ト看做シ其ノ給与ニ付テハ文部省在外研究員ヲ除クノ外大正十年九月分ヨリ本令ヲ適用ス但シ大正十年九月一日前本邦ヲ出発シタル者ノ支度料及最初ノ在留国ニ至ル迄ノ旅費並大正十年九月一日前最後ノ在留国ヲ出発シタル者ノ旅費ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

本令施行前外国留学生、在外研究員又ハ在外研究生ヲ命セ

ラレタル者ノ義務ニ関シテハ仍旧令ニ依ル

(別表)

区分	学 資 金 年 額			巡歴手当年額	
	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	甲 地 方	乙 地 方
高等官	五千五百円以内	四千五百円以内	三千円以内	千二百円以内	九百円以内
判任官	四千五百円以内	三千七百円以内	二千四百円以内	九百円以内	七百円以内

備考

甲地方トハ南北亜米利加、乙地方トハ欧羅巴亜弗利加大洋州並支那及西比利亞以外ノ亜細亜、丙地方トハ支那及西比利亞ヲ謂フ

改正 昭九勅令三九五

〔注〕一九四七・四・一八法律第七二号で失効。

六 文部省在外研究員規程

〔三〕

文部省訓令
一九六三(昭和三八)年四月二二日

文部省在外研究員規程

(趣旨)

第一条 国立大学等の職員の教授または研究の能力等の向上を目的とする国費による外国派遣については、この規

程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規定で「国立大学等」とは、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三条、第三条の三及び第七条の二に規定する国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校(以下「国立学校」という。)並びに文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)第十四条に掲げる国立教育研究所、国立科学博物館、国立近代美術館、国立西洋美術館、緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所および国立国語研究所(以下「所轄機関」という。)をいう。

② この規程で「在外研究員」とは、国立大学等の職員でその専攻する学問分野等について調査研究し、教授又は研究の能力等を向上させることを目的として国費により外国に派遣されるものをいう。

(在外研究員の種類)

第三条 在外研究員は、長期在外研究員及び短期在外研究員とする。

② 長期在外研究員は、十月以上一年以内(大学学術局長が指定する長期在外研究員にあつては、六月以上二年以内)の期間外国の大学、研究所その他これらに準ずる公共的

な教育施設または学術研究施設において調査研究するため派遣される者とする。

③ 長期在外研究員のうち外国の政府若しくはこれに準ずる公共的機関又は学術の研究、若しくは振興を目的とする団体より滞在費の全額の支給を受ける者を乙種研究員といい、乙種研究員以外の者を甲種研究員という。

④ 短期在外研究員は、三月以内の期間外国において調査研究するため派遣される者とする。

(在外研究員として派遣されることのできる者)

第四条 在外研究員として派遣されることのできる者は、次の各号に掲げる者で、在外研究員として派遣される年度の四月一日において国立大学等に一年以上在職することとなるもので、長期在外研究員にあつては五十歳以下、短期在外研究員にあつては五十五歳以下のものとする。ただし、特に必要があると認められて短期在外研究員として派遣される者にあつては、この限りでない。

一 国立学校の学長、校長、教授、助教授、講師(常時勤務の者に限る。)又は助手

二 所轄機関の長又はその職員のうちもっぱら研究に従事する者

(在外研究員候補者の推薦)

第五条 国立大学等の長は、毎年度、当該国立大学等の職員のうちから在外研究員候補者を選考し、文部大臣に推薦することができる。

② 前項の推薦をしようとする国立大学等の長は、次の各号に掲げる事項を記載した在外研究員候補者推薦書(以下「推薦書」という。)を当該在外研究員候補者が派遣される年度の前年度の二月末日(乙種研究員に係るものにあつては、大学学術局長が定める日)までに文部大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び職名

二 在外研究員の種類

三 派遣先の国名

四 派遣先の機関名

五 調査研究題目

六 派遣期間

七 滞在費の支給に関する事項

八 その他必要な事項

(派遣予定者の決定及び通知)

第六条 文部大臣は、毎年度、国立大学等の長が推薦した在外研究員候補者のうちから在外研究員の種類ごとに在外研究員派遣予定者を決定し、これを推薦に係る国立大

学等の長に通知する。

(在外研究員派遣上申書の提出)

第七条 国立大学等の長は、前条の通知を受けたときは、在外研究員派遣予定者に対して在外研究計画書を提出させ、これを添えて、在外研究員派遣上申書(以下「上申書」という。)を文部大臣に提出しなければならない。

(推薦書の変更の申出)

第八条 国立大学等の長は、推薦書に記載した事項を変更しようとするときは、理由を付して、文部大臣に申し出なければならない。

(決定の取消し)

第九条 文部大臣は、在外研究員派遣予定者を決定した後、前条の申し出があつた場合において当該在外研究員派遣予定者を派遣する必要がないと認めるときは、第六条の決定を取消し、その旨を当該国立大学等の長に通知する。

(旅行命令権の委任)

第十条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)第四条第一項の規定による委任に基づく旅行命令権者は、在外研究員にあつては、文部省所管旅費規則(昭和二十五年十二月二十五日文部省訓令。以下「旅費規則」という。)第二条の規定にかかわらず、大学学術局長とする。

(旅行命令の通知)

第十一条 大学学術局長は、在外研究員派遣予定者に対して旅行命令を発したときは、その旨を所属の国立大学等の長に通知しなければならない。

(旅費)

第十二条 在外研究員に支給する旅費については、旅費法及び旅費規則の定めるところによる。

(旅行命令の変更の申請)

第十三条 在外研究員は、旅費法第五条の規定による旅行命令の変更を申請しようとするときは、所属の国立大学等の長を経由して、これをしなければならない。

(在外研究報告書の提出)

第十四条 国立大学等の長は、在外研究員が帰国したときは、帰国の日より一月以内に在外研究報告書を提出させ、これを文部大臣に送付しなければならない。

(実施の細目)

第十五条 この規程に定めるもののほか、在外研究員の派遣に関し必要な事項は、大学学術局長が定める。

附 則

① この規程は昭和三十八年四月二十二日から施行する。

② この規程の実施の際既に提出されている在外研究員候補者推薦書は、第五条の規定により提出された推薦書とみなす。

改正 昭三九文訓、昭四二文訓二七、昭四三文訓三三、昭四六文訓二九、昭四七文訓三四、文訓四六、昭四八文訓三三、昭五〇文訓三一、昭五五文訓二六、昭五九文訓一五、文訓三〇、文訓三五、昭六〇文訓五、昭六三文訓二七、平元文訓三三、平三文訓一六、平四文訓二二、平六文訓三〇

〔注〕原文は横書き。

七 外国人学生

一 文部省直轄学校外国人特別入学規程

〔二〕

文部省令第一五号
一九〇一(明治三四)年十一月二日

文部省直轄学校外国人特別入学規程ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治三十四年十一月十一日

文部大臣 理学博士 菊池大麓
文部省直轄学校外国人特別入学規程

第一条 外国人ニシテ文部省直轄学校ニ於テ一般學則ノ規

定ニ依ラス所定ノ学科ノ一科若ハ数科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二条 前条ニ依リ教授ヲ受ケントスル外国人ハ前条ノ紹介書ヲ添ヘ帝国大学総長若ハ学校長ニ願出ツヘシ

第三条 帝国大学総長若ハ学校長ニ於テ前条ノ出願ヲ受ケタルトキハ相当ノ学力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ学校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四条 本令ノ規定ニ依リ入学シタル外国人ニシテ学科修了ノ証明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附与スヘシ

シ

第五条 本令ノ規定ニ依リ入学シタル外国人ニハ入学試験料、入学科及授業料ヲ徴収セサルコトヲ得

第六条 帝国大学総長及学校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ関シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附則

第七条 本令施行ノ際文部省直轄学校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在学スル外国人ハ本令ニ依リ入学シタル者ト看做ス

第八条 明治三十三年文部省令第十一号文部省直轄学校外国委託生ニ関スル規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

二 国費外国人留学生制度実施要項

〔三〕

外務大臣裁定、文部大臣承認
一九五四(昭和二九)年四月一日

国費外国人留学生制度実施要項

第一 (定義) この要項で「国費外国人留学生」とは第六に定めるところによる日本の国費により、日本の大学、又は大学付置研究所等において、この要項の定めるところに従つて、学習、研究を行う外国人をいう。

国費外国人留学生は、大学に入学し、当該大学の学部^{（一）}に在学するもの及び学部入学に先立ち大学等において一年の日本語教育をうけるもの（以下「学部留学生」という。）と、大学学部、大学院又は大学付置研究所等において一年専門の分野について研究を行うもの（以下「研究留学生」という。）とする。

第二 (学歴資格) 国費外国人留学生の学歴に関する資格は、学部留学生は外国において学校教育における十二年の課程（医学部及び歯学部の専門の課程においては十四年の課程）を修了したもの、又はこれと同等以上の学力をも

つとみられるものとし、研究留学生については外国において学校教育における十六年の課程を修了したもの、又はこれと同等以上の学力をもつとみとめられるものとする。

第三 (選定) 国費外国人留学生は、学力試験、身体検査および所定の申請書により、日本在外公館が当該国において行う選考の結果に基き、別に定める国費外国人留学生連絡協議会の協議を経て、文部大臣が選定する。

前項に規定する学力試験には、日本語に習熟していることが受験資格として要求されている場合には必ず日本語の試験が含まなければならない。

第四 (国別割当) 国費外国人留学生の国別割当は別に定める国費外国人留学生連絡協議会の協議を経て外務大臣と協議して文部大臣が決定する。

第五 (配置) 国費外国人留学生を入学又は入所させる大学又は大学付置研究所等は、文部大臣があらかじめ当該大学長又は所長等と協議して決定する。

第六 (給与) 国費外国人留学生に対しては、日本政府の予算の範囲内において、宿舍費・食費・図書費・交通費等を含む給与を、留学期間に応じて支給する。

第七 (授業料等) 国費外国人留学生の国立大学における授

業料、入学料、受験料等は徴収しない。国費外国人留学生が、当該国政府又はその学生の希望によつて、公・私立の大学に入学する場合の授業料については、日本政府は負担しない。

第八（誓約） 文部大臣は、所定の申請書により、国費外国人留学生に対して、国費外国人留学生として必要とみとめられる条件等について誓約させる。

国費外国人留学生在が前項に規定する条件等に違反した場合には、給与の打ち切り、その他必要な処置を講ずることがある。

第九（学事上の取扱い） 国費外国人留学生の入学、転学、転科及び諸学事報告等の学事上の取り扱いについては、別に定める。

日本語教育期間中の学部留学生の取り扱い並びに大学付置研究所等に入所する研究留学生の取り扱いは、前項に定めるところに準じ、それぞれの機関の長と協議して定める。

第十（事務処理） 国費外国人留学生に関する事務は、文部省調査局国際文化課において処理する。

改正 昭三〇・九・一、昭三一・七・一六、昭三六・七・二七、昭三七・四・一、昭三九・四・一、昭四三・四・一、昭四四・

四・一、昭四五・四・一、昭四六・四・一、昭四七・四・一、昭四八・四・一、昭四九・四・一、昭五〇・四・一、昭五一・三・五、昭五二・三・二、昭五三・四・一〇、昭五四・六・一一、八二・四、昭五七・九・三〇、昭五九・七・一九

八 委託学生

一 委託学生規程

達示第二〇号
一九一三（大正二）年一〇月二二日

委託学生規程

第一条 官庁公共団体等ヨリ一箇年以上ヲ在学期限トシ修業科目ヲ定メテ学生ヲ委託セントスルトキハ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第二条 委託学生ノ入学資格ハ本学ニ於テ之ヲ認定ス

第三条 委託学生ニシテ修了シタル科目ニ就キ試問ニ合格シタルトキハ修業証書ヲ授与ス

第四条 委託学生ニシテ分科大学所定ノ試問ニ合格シタル者ニハ本人ノ志願ニ依リ学力ヲ検定シ大学予科同等以上ト認メタルトキハ卒業証書ヲ授与スルコトアルヘシ

第五条 委託学生ノ聴講実習等ニ要スル費用ハ委託者ヨリ
之ヲ本学ニ納付スルモノトス

前項ノ金額ハ学科ノ性質其他ノ事情ニ依リ隨時之ヲ定ム
第六条 本学通則中第四条第十六条乃至第十八条、第二十
九条乃至第三十一条ハ之ヲ委託学生ニ準用ス

〔注〕一九二一・一・二〇達示第二号で廃止。

九 年限短縮

一 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関ス
ル件

勅令第九二四号
一九四一（昭和一六）年一〇月一六日

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年
限ノ臨時短縮ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年十月十六日

内閣総理大臣 公爵 近衛 文麿
文 部 大 臣 橋田 邦彦

勅令第九百二十四号

拓 務 大 臣

豊田貞次郎

第一条 大学令第十条、第十一条、第十三条第一項若ハ第
十六条、高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若
ハ第八条第二項又ハ実業学校令第二条ノ二第二項ノ規定
ニ依ル大学学部ノ在学年限又ハ大学预科、高等学校高等
科、専門学校若ハ実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ内夫々
六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大学预科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合
ニ於テハ大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年
又ハ修業年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シ
タル修業年限ヲ謂フモノトス
前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校
令トアルハ夫々朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ依ル場合
ヲ含ムモノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ
短縮ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮総
督、台湾ニ在リテハ台湾総督之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭一八勅令一一、昭一九勅令八〇、勅令八一、昭二〇勅令

四

〔注〕一九四六・二・二三勅令第一〇二号で廃止。

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨

時短縮ニ関スル件〔抄〕

〔二〕

文部省令第七九号

一九四一（昭和一六）年一〇月一六日

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十六年十月十六日

文部大臣 橋田 邦彦

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度

臨時短縮ニ関スル件

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及專

門学校令第八条第一項ノ規定ニ依リ大学学部ノ在学年限

並ニ専門学校及実業専門学校ノ修業年限ハ昭和十六年度

ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々三月之ヲ短縮

ス

〔中略〕

三 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨

時短縮ニ関スル件〔抄〕

〔二〕

文部省令第八一号

一九四一（昭和一六）年十一月一日

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十六年十一月一日

文部大臣 橋田 邦彦

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度

臨時短縮ニ関スル件

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及專

門学校令第八条第一項ノ規定ニ依リ大学学部ノ在学年限

並ニ大学予科、高等学校高等科、専門学校及実業専門学

校ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業ス

ベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

〔中略〕

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ関スル件〔抄〕

〔二〕 文部省令第六八号

一九四二(昭和一七)年一月二十五日

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十七年十一月二十五日

文部大臣 橋田 邦彦

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ関スル件

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及專門学校令第八条第一項ノ規定ニ依リ大学学部ノ在学年限並ニ大学予科、高等学校高等科、専門学校及実業専門学校ノ修業年限ハ昭和十八年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

〔中略〕

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮ニ関スル件〔抄〕

〔二〕 文部省令第八〇号

一九四三(昭和一八)年一月二十五日

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十八年十一月二十五日

文部大臣 子爵 岡部 長景

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十九年度臨時短縮ニ関スル件

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及附則第二項、昭和十八年勅令第百十一号附則第二項並ニ專門学校令第八条第一項ノ規定ニ依リ大学学部ノ在学年限並ニ大学予科、高等学校高等科、高等師範学校、女子高等師範学校及専門学校ノ修業年限ハ昭和十九年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

〔中略〕

附 則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

六 大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和二十年年度臨時短縮ニ関スル件〔抄〕

〔二〕
文部省令第三号
一九四五(昭和二〇)年三月一六日

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和二十年年度臨時短縮ニ関スル件左ノ通定ム

昭和二十年三月十六日

文部大臣 伯爵 兒玉 秀雄

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和二十年年度臨時短縮ニ関スル件

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及附則第二項並ニ専門学校令第八条第一項ノ規定ニ依リ大学医学部医学科及医科大学ノ在学年限並ニ師範学校男子部本科、高等師範学校、女子高等師範学校、青年師範学校男子部及専門学校ノ修業年限ハ昭和二十年年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス但シ樺太ニ於ケル青年師範学校男子部、官公立ノ工業専門学校第二部、明治工業専門学校、東京外事専門学校及東京美術学校本科ヲ卒業スベキ者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

〔中略〕

附則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一〇 特別研究生

一 大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件 〔二〕

文部省令第七四号
一九四三(昭和一八)年九月二十九日

大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十八年九月二十九日

文部大臣 子爵 岡部 長景

大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件

第一条 文部大臣ノ指定スル大学令ニ依ル大学ハ其ノ大学院又ハ研究科ニ入ルベキ者ノ中ヨリ本令ニ依リ特別研究生ヲ選定スベシ

第二条 特別研究生ノ研究年限ハ第一期二年、第二期三年トス

第三条 特別研究生ノ定数ハ第一期概ネ五百人以内、第二期概ネ二百五十人以内ニ於テ毎年文部大臣之ヲ定ム

第四条 特別研究生タルコトヲ得ル者ハ人物優秀、身体強健ニシテ高度ノ研究能力ヲ有スル者トス

第五条 特別研究生ヲ入ラシムベキ時期ハ学年ノ始ヨリ三十日以内トス但シ文部大臣ニ於テ特ニ必要アリト認ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六条 第一条ノ大学ハ特別研究生トシテ入ラシムルニ足ルベキ者ヲ大学学部ニ所定ノ在学年限在学シタル者ニ限ラズ汎ク一般ヨリ選ビ文部大臣ニ推薦シテ其ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ推薦ニ当タリテハ本人ノ氏名、生年月日、人物、研究能力、研究事項等ニ関スル調査書ニ履歷書及身体検査書ヲ添附シテ提出スベシ

文部大臣ハ第一項ニ依リ推薦セラレタル者ニ付審査ノ上之ヲ認可ス

第七条 陸軍又ハ海軍ノ軍人若ハ文官中第一期又ハ第二期ノ特別研究生タラシメントスル者アルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ本人ノ官職名、氏名、研究事項、入ルベキ大学院又ハ研究科名ヲ具シ文部大臣ニ協議スルモノトス但シ第二期ノ特別研究生ハ第一期ノ研究年限ヲ了ヘタル者ニ限ルモノトス

前項ノ特別研究生ハ之ヲ定数外トス
第八条 特別研究生ニシテ第一期ノ研究年限ヲ了ヘタルトキハ当該大学ニ於テ本人ノ研究事項、研究業績等ニ徴シ

第二期ノ特別研究生トシテ文部大臣ニ推薦シテ其ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ推薦ニ当タリテハ本人ノ研究事項及研究業績ニ関スル調査書ヲ提出スベシ但シ機密ヲ要スルモノアルトキハ此ノ限ニ在ラズ

文部大臣ハ第一項ニ依リ推薦セラレタル者ニ付審査ノ上之ヲ認可ス

第九条 特別研究生ハ指導教授ノ指導ヲ受ケ研究ヲ為スモノトス

特別研究生研究事項ヲ変更セントスルトキハ当該大学ニ於テ文部大臣ニ申請スベシ文部大臣ハ審査ノ上之ヲ認可ス

第十条 特別研究生ハ研究期間中他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ズ

第十一条 特別研究生ハ研究期間満了迄ニ研究ノ報告書ヲ当該大学ニ提出スベシ但シ機密ヲ要スルモノアルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条 特別研究生ニシテ研究年限ヲ了ヘタル者ハ其ノ研究年限ノ一倍半ニ相当スル期間文部大臣ノ指定ニ従ヒ就職スル義務ヲ有ス但シ第七条ノ特別研究生ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項服務期間中ノ者ニシテ特別ノ事情ニ依リ勤務ノ變更ヲ為サントスル者ハ文部大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十三条 特別研究生ニ対シテハ學費トシテ月額九十円以上ヲ給与ス但シ第七条ノ特別研究生ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第十四条 特別研究生ニ対シテハ研究費ヲ徴収セズ但シ第七条ノ特別研究生ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第十五条 特別研究生其ノ研究ヲ怠リ又ハ研究ヲ繼續セシムルニ適セズト認メタルトキハ当該大学ハ文部大臣ノ指示ヲ受ケ特別研究生ノ選定ヲ取消スコトアルベシ但シ第七条ノ特別研究生ニ付テハ文部大臣ハ其ノ指示ニ當タリ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スルモノトス

第十六条 前条ニ依リ特別研究生ノ選定ヲ取消サレタル者及研究年限終了後ノ服務義務ヲ怠リタル者ニ対シテハ文部大臣ハ學費及研究費ヲ償還セシムルノ外適宜ノ措置ヲ為スコトアルベシ

第十七条 本令施行ニ際シ必要ナル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ当該大学ニ於テ之ヲ定ムベシ

附則

本令ハ昭和十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭二二文令一六

二 大学院又は研究科の特別研究生に関する件第一条の大學指定*

文部省告示第七五五号
一九四三(昭和一八)年一〇月二日

昭和十八年文部省令第七十四号大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件第一条ノ大學ヲ左ノ通指定ス

昭和十八年十月二日

文部大臣 子爵 岡部 長景

東京帝国大学	京都帝国大学
東北帝国大学	九州帝国大学
北海道帝国大学	大阪帝国大学
名古屋帝国大学	東京商科大學
東京工業大學	東京文理科大學
慶応義塾大學	早稲田大學